

**令和 7 年度生成 A I を活用した自動応答システム作成・運用保守業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 委託する業務の目的および内容

別添「令和 7 年度生成 A I を活用した自動応答システム作成・運用保守業務仕様書」のとおり

2 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで
- (3) 予定価格
3,969,000 円（消費税および地方消費税（10%）を含む）

3 参加資格

仕様書に示されている要件を理解し、以下の資格要件すべてを満たす者を、本プロポーザルへの参加資格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

（営業種目）

大分類「役務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

TEL 077-528-4314

- (5) 日本国内に本社または支店機能等拠点を有する事業者であること。

4 説明会の開催について

説明会は開催しない。

5 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の(1)から(5)までの書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し、提出すること。なお、(2) 企画提案書および(4) 概算見積書は電子メールでも提出すること。

宛先／ E-mail : koho@pref.shiga.lg.jp

- (1) 参加申込書（様式 1） 1 部
- (2) 企画提案書

ア 体裁および部数

体裁：A 4 様式は任意とし、枚数は制限しない。

部数：1 部

イ 内容

「令和7年度生成A Iを活用した自動応答システム作成・運用保守業務委託仕様書」
に基づいて作成した企画提案書

(3) 添付書類

ア 企業・団体等概要書（様式2） 1部

イ 定款または寄付行為 1部

ウ 誓約書（様式3） 1部

(4) 概算見積書

ア 体裁および部数

体裁：A4 縦仕様 枚数は制限しない。

部数：1部

イ 作成上の留意事項

(ア) 概算見積書には、「生成A Iを活用した自動応答システム作成・運用保守業務委託仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

(イ) 消費税および地方消費税を含むこと。

(ウ) 企業・団体等の名称、所在地住所、代表者名、担当者名があること。

(エ) 「令和7年度生成A Iを活用した自動応答システム作成・運用保守業務委託仕様書」に掲げる契約期間以降に、運用保守費用等が発生する場合は、契約期間にかかる概算見積書とは分けて、契約期間以降の年間の概算費用を別途提示すること。

(5) 社会政策推進面に係る関係書類（該当する場合のみ提出） 各1部

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合は、同登録証（滋賀県発行）の写し

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合は、同認定通知書（労働局発行）の写し

ウ 高年齢者就業確保措置を講じている場合は、締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し

エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合は、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し

オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書の写し

カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合は、同認定通知書（滋賀県発行）の写し

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定がある場合は、同認定通知書（労働局発行）の写し

ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認証通知（滋賀県発行）の写し

ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合は、同認定通知書（労働局発行）の写し

コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合は、①については審査登録機関の証明書の写しを、①以外については認証、登録証の写し

①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証

②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財

団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録

③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6 企画提案書等に関する質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

様式4の質問票に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、下記12に示す場所へ提出すること。

メールの場合は標題に「【質問:生成AIを活用した自動応答システム作成・運用保守業務(事業者名〇〇〇〇)】」と記載すること。

なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問期限:令和7年5月14日(水)正午

(3) 回答方法:質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/hpsns/>

(滋賀県 > 県政情報 > 広報 > ホームページ・SNS・メールマガジンの運営)

(4) 回答期日:令和7年5月16日(金)17時を目途に回答する。

7 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和7年5月23日(金)17時まで

※ 時間厳守とし、郵送の遅れは考慮しない。

(2) 提出場所および提出方法

下記12に示す場所に、持参または郵送で提出すること。

ア 持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。

イ 郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8 審査

(1) 審査概要

当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。

ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

(2) プレゼンテーション・審査会の開催

ア 実施予定日

令和7年5月27日(火)13時30分に、滋賀県庁内(新館7階 システム設計室(I)A)での開催を予定している。

詳細な時間・場所などは企画提案書提出者に別途通知する。

イ 方法

提案内容をもとにプレゼンテーションすること。

ウ その他

企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う者が、本業務の主たる業務担当者として

本業務終了まで業務を行うこと。

(3) 評価項目および評価点

提出された書類をもとに、別添の評価基準で定められた評価項目および評価点により審査する。

(4) 選定結果の通知

審査会における選定結果は、速やかに参加者に書面で直接通知する。

(5) その他

審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日および祝日を除く。）に書面（任意の様式）により広報課に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内（土曜日、日曜日および祝日を除く。）に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する

9 契約の締結

(1) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。

(2) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

10 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となるので注意すること。

(1) 提出期限に遅れた場合

(2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

(3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他

(1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

(2) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。

(3) この公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者の負担とする。

(4) 委託料の支払いは精算払いとする。委託契約の締結にあたっては、地方自治法や滋賀県財務規則をはじめとする諸規定に従うこと。

(5) 事業の取組状況や成果などは、県のホームページや広報雑誌等で公表する場合がある。

(6) 事業の大部分を第三者に委託する提案内容となっているときは、採用しない。

12 関係様式

様式1 参加申込書

様式2 企業・団体等概要書

様式3 誓約書

様式4 質問票

13 問合せ先

滋賀県知事公室広報課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-3041 FAX : 077-528-4803 E-mail : koho@pref.shiga.lg.jp